

## 浜松市認定生食用食肉取扱者管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部D各条に規定する生食用食肉（以下「生食用食肉」という。）の加工基準2（3）で定める市長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認めるもの（以下「認定生食用食肉取扱者」という。）を認める際の講習会（認定生食用食肉取扱者講習会。以下「講習会」という。）の効率的かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

### (認定)

第2条 認定生食用食肉取扱者の認定は、この要綱に基づく講習会を修了した者に対し、認定生食用食肉取扱者講習会修了証（第1号様式。以下「修了証」という。）を交付して行うものとする。

### (受講対象者)

第3条 講習会の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生食用食肉を加工する者であって、次のいずれにも該当しない者
  - ア 法第48条第6項第1号から第3号までのいずれかに該当する者
  - イ 法第48条第6項第4号に該当する者のうち、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第13号に規定する食肉製品製造業（法第48条第7項に規定する製造業に限る。）に従事する者
- (2) その他受講を希望する者

### (講習会の内容)

第4条 講習会の講習科目及び講習時間は、次のとおりとする。ただし、生食用食肉の加工を行う施設の食品衛生責任者については、食肉に関する衛生管理の受講を省略することができる。

科 目	時 間
生食用食肉の規格基準	1 時間
生食用食肉の取扱いに係る留意事項 (病原微生物の制御、加熱殺菌の条件設定等)	1 時間
食肉に関する衛生管理 (腸管出血性大腸菌等のリスク、交差汚染防止対策等)	1 時間

( 受講の手続き )

第 5 条 講習会を受講しようとする者は、認定生食用食肉取扱者講習会受講申込書 ( 第 2 号様式 ) を市長に提出しなければならない。

( 講習会開催計画 )

第 6 条 市長は、講習会の開催を計画するにあたっては、開催場所、開催回数及び会場当たりの受講者数等について、受講者の利便性を考慮し計画を立てるものとする。

( 講師 )

第 7 条 講習会の講師は、浜松市に所属する食品衛生監視員とする。

( 受講修了者名簿 )

第 8 条 市長は、講習会受講者について、第 4 条の規定に従い講習会が行われた後、速やかに次に掲げる事項を記載した受講修了者名簿を作成する。受講修了者名簿は、保健所生活衛生課において保管する。

( 1 ) 受講者氏名

( 2 ) 受講者生年月日

( 3 ) 受講年月日

( 4 ) 受講者番号

( 修了証の再交付 )

第 9 条 受講者は修了証を破り、汚し又は失ったときは、修了証の再交付を申請することができる。申請は様式第 3 号の申請書により行うものとし、修了証を添えて行うものとする ( 修了証を破り又は汚した場合に限る )。

附 則

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に第 4 条に定める内容の講習会と同一の講習会を修了した者は、認定生食用食肉取扱者とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

第 - 号  
年 月 日

# 認定生食用食肉取扱者 講習会修了証

様

年 月 日生

上記の者は食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に基づき、認定生食用食肉取扱者に関する講習会を修了したことを証明する。

浜松市長

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所  
申請者  
氏名

## 認定生食用食肉取扱者講習会受講申込書

認定生食用食肉取扱者講習会を受講したいので、浜松市認定生食用食肉取扱者管理要綱第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

記

受 講 者	ふ り が な	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	住 所	
	生 年 月 日	年 月 日
勤 務	施 設 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	所 在 地	
地	許 可 業 種	飲食店営業・食肉処理業・食肉販売業

第3号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所  
申請者  
氏名

## 認定生食用食肉取扱者講習会修了証再交付申請書

次のとおり認定生食用食肉取扱者講習会修了証の再交付を申請します。

修了者番号	第 号
修了年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日
再交付申請理由	破損・汚れ・紛失

認定生食用食肉取扱者講習会修了証を添付すること(破り、又は汚した場合に限る)。